関東を主とする

酒造関係資料雑纂

武州幡羅郡

十一

861
80
1

十一

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

國立圖書館
昭 24. 3. 29 和
寄贈

国立国会図書館　タイトル『関東を主とする酒造関係資料雑纂』　請求記号 861-1
ガラス使用

[illegible]領[illegible]御[illegible]金[illegible]事

一金六百文

右去亥閏十月中武州[illegible]井大麻生
[illegible]酒造代助[illegible]金六百文上納仕[illegible]
[illegible]村[illegible]右酒造[illegible]代年[illegible]武拾[illegible]
同州[illegible]井村[illegible]動[illegible]
[illegible]村[illegible]金[illegible]上納仕[illegible]
[illegible]仕[illegible]海
[illegible]仕[illegible]進[illegible]
[illegible]上納[illegible]
[illegible]閏中[illegible]
[illegible]上納[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
右[illegible]小鋼町[illegible]
酒造[illegible]金七百文酒造[illegible]通[illegible]上[illegible]
[illegible]
[illegible]金子酒造[illegible]頭金[illegible]
[illegible]金[illegible]

右之間、[illegible]
酒造家七軒ヶ酒造、[illegible]
[illegible]
書面之金子酒造代[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]年[illegible]月

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

為後日加判仕候人名上申所如件

嘉永四年亥月

特ハ[illegible]
武州[illegible]郡[illegible]村
名主 高右衛門

組頭 吉右衛門

[illegible] 勝兵衛

江戸神田三丁目
家主 清七

同町 清代久衛

山本[illegible]様
御役所

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

永代賣渡申証文之事

一酒屋町北側西南角高屋敷壱軒

表裏共拾五間半

右之屋敷同町拾間半之内東側

壱間半之通

右之屋敷慥売渡申処実也

御公儀様御御用地ニ成申ニ付

為替金ニ而慥ニ受取申候

判之通ニ而ニ無之ニ付為

為替金ニ而慥ニ受取申候

為証文仍如件

天保八酉年之同年三月

高屋敷

表裏共

右之屋敷

同町

同町

右之屋敷

同町

同町

右之屋敷

同町

同町

右之屋敷

同町

同町

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

[illegible]

高麗屋

[illegible]

高麗屋

[illegible]

高麗屋

[illegible]

高麗屋

[illegible]

高麗屋

[illegible]

高麗屋

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

[illegible]

大久保主殿助治部様御役所
武州多摩郡下谷村
渡辺八百治

元株高六拾石
一酒造米高壱拾石　定七

御知行所武州豊島郡玉井村百姓作右衛門上申
私儀當年年貢農業之間酒造稼仕度奉願
申候者前書高不為引渡定七俵無上不出寡
不取有之石酒造米高壱拾石
對決之上外ニ拾俵宜敷間稼之通壱清酒
[illegible]　作右衛門
寛政十年　[illegible]

玉井村
名主
作右衛門
[illegible]

御地頭所様御役人
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号　861-1
ガラス使用

天明八申年迄
御株高百石
一酒造米高七百俵
右之我米御株ニ酒造株高百俵
十年之内酒造仕候ハ
ヶ成年酒造渡業
御株ニ酒造株
時成年造高一百俵
上納ニ成ル米高ニ酒造
米高ニ成ル
一株米方ニ上納仕
米高ニ成ル
第ニ株分ニ
第三株ニ酒造
永代米高秋ニ
右酒株渡ス方御地頭
出米御願申上ル
酒造仕候ハ
河岸江出上ル
酒造定法文
仍件

享和三亥年五月

元株株村
酒造株元
三吉
新兵
平吉
清右衛門
久吉

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

酒造株渡し文書

天明八申年書上
酒造元株高百三拾石内
一酒造米高七百弐拾石

右石高之株米酒造渡し申候所実正相違無御座候
尤渡し中百姓共ニ成候ハヽ秋作荒
仕成方ニ付酒造ニ成候ハヽ
御定渡し成候方
御地頭様江御願申上
右株渡し成ハヽ
御代官様ニ
加判ニ
引渡し
為ニ
御願申上
渡し渡し文仍如件

寛政五丑年五月

武州榛沢郡八幡村
酒造株渡し人
三右衛門

下宮村
高右衛門

親類
平右衛門

組頭
七郎兵衛

一酒造米高七百弐拾石

右者当年酒造渡世願出候ハ、聞届候中百姓ニ成候ハ、
当年ハ酒造ニ成候方ニ付酒造ニ成候方ハ
御定法之通ニ相心得可申旨ニ加判ニ付
別紙願書奥書ハ酒造ニ成候方ハ
引渡候ハ、ハ中百姓ニ成候ハ、
酒造願書ハ仮ニ付仮ニ付

寅和之、寅年五月

下高井郡
高井郡

別紙願書奥書
酒造株之儀
三右衛門

親類
平右衛門

組頭
与兵衛

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

覚

大久保豊前守様
武州埼玉郡久保村
酒造人　こたま

酒造株之儀
一酒造米高之儀

右私知行所武州埼玉郡下奈良村名主市左衛門
儀酒造株之儀ハ先年大久保豊前守様ニ
右酒造株譲渡申候通申上候ハ慶長年酒造仕
候ハ名主市左衛門ニ仕候ハ十五石ニ
仕候ハ

小菅清左
久保忠左衛門
植村久右衛門

寅十月十一日

作動定所

右之通酒株買造米高之儀
願通申渡長候　作動定所
右御承知之旨意ニ
植村久右衛門
酒井右京亮

寅十月十一日

前之通申渡ス
久大

武州埼玉郡下奈良村
市左衛門

一酒造業ニ付

酒造人　三右衛

右之儀ハ不日出願可致旨村方ニ而申聞候
依酒造株ニ付延享大久保豊前守様
右酒造株譲渡願取扱通申渡ハ明和年酒造仕
候ニ付而ハ之儀ハ依し出願仕候ハ

小菅清左
久保惣左衛門
植村久右衛門

寅十月三日

作動定所

右之通酒株差遣申ニ付ハ譲渡ハ願
取扱通申渡ハ作動定所ニ而ハ
相済ハ茶了ハ其意ニ

植村久右衛門
酒井吉左衛門

寅十月三日

寅十月三日

久大

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

酒造株高百石譲渡願

一酒造業高百石譲渡

[illegible]大久保豊前守殿

[illegible]所司代酒井雅楽頭殿

[illegible]仕酒造株譲渡[illegible]

[illegible]高百石譲渡願通

[illegible]酒造株譲渡願通

[illegible]酒造役[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

小普請組
久具忠左衛門
樋村久右衛門

寅十二月

作動定所

[illegible]酒樽並造米高共書上ケ[illegible]
[illegible]通申渡其筋 作動定所ニ[illegible]通[illegible]

[illegible]酒樽米[illegible]得其意[illegible]

樋村久右衛門殿
酒井右[illegible]

寅十二月

[illegible]別帳[illegible]
[illegible]

[illegible]通申渡[illegible]

久[illegible]

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

為恐以書付奉願上

大久保治右衛門様御役所
武州埼玉郡久保領村
名主
酒造人　関補

酒造株之儀願

一酒造株之儀

南部御役所
同郡下奈良村
名主
酒造人　高市左兵衛

右者南部御役所同郡下奈良村名主高市左兵衛
大久保治右衛門様御役所同郡久保領村
名主酒造人関補両人儀酒造株相譲
酒造株之儀不充造株相譲度旨願
申候者当時御法度之儀ニ付
御役所右願通
御聞届被下置候ハヽ難有奉存
仍付其御筋江御願申上候

南部御役所
武州埼玉郡下奈良村
名主
高市左兵衛

天保六乙未年三月

作付其所勘ニ付御下役様御出張

南河内郡
郡村惣代
高市左源治

天保六乙未年三月吉日

桂村庄屋
四郎兵衛殿

右通無相違酒造株右同補ヶ
譲渡候所実証相違無之村
証書写ニ之奥ニ
天保五年
桂村庄屋
八十郎補

天保六乙未年四月

高市郡長

右通相違御造酒高帳
譲渡候酒高延帳ニ相加新帳ニ
新書写ニ而奥書ニ
天保元年
横村家内
川上勇蔵

天保六乙未年四月

高市高辰

右書之通相違無之
八郎右衛

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

酒造株譲渡添状之事

酒造株譲渡之儀

一酒造業高壱石

[illegible]村名主
酒株譲人　[illegible]

太酒造業高之儀ニ付ハ年来度々
譲渡ハ相成ル筈ニ付ハ
寛永七庚午年十二月中頃ニ酒株ニ付
前ニ株高業高ニ永ク譲渡申候
右株ハ代金ニ相成ル分ハ
ニ譲渡ハ相成ル
酒造ハ所柄ニ成ル
酒動ハ所ニ
株業高ニ付ハ

御役所御掛合之上取方仕
御勘定所江申上候様被仰付
様奉願候得者御渡書面之通一
御渡申上奉願候ハヽ
乍恐以書を以御願
為後日酒株譲渡証文如件

天保六未年

久保御村
譲人 関補 ㊞

親戚 長左衛門 ㊞

代人 兼八 ㊞

高岡市左衛門殿

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

酒造株譲渡證文之事

酒造株高拾石

一酒造米高之石石

大久保淡河守殿所
武州幡羅郡久保田村
酒造人　関　補

但享和之壬年株村名之御様ニ武州幡羅郡
下奈良村名之高市左衛門ニ譲渡共後消滅ニ付

右酒造株并造米高拾石天明八中年
享和之壬年御改奉清書面之通書上ケ
酒造株同年十月中旬書面高市左衛門
譲渡双方ニ地頭所様方江譲渡願通

享和二壬戌年御改奉清書面ニ通書上ケ
酒造株同年十月中新書面市左衛門
清酒双方御地頭所様方ニ濁酒預通
証 作次郎双方様ヶ御勘定所御役
御下知相濁酒替証 作対不相仕様
左様ニ仕候者ハ永ク濁酒新造
右株弁仮名ヶ故清水書面ニ書出ス様ニ
双方御地頭所様方濁酒ニ成預ル通
証 作次郎ニ仕双方様ヶ出状会シ上
御勘定所御役所様方濁酒
証 作対以為後日濁酒濁文仍如件

天保六未年

大久保清河守様御役所
武州幡羅郡久保田村
酒造株人 関甫

御勘定所御御屋敷御下知御請書

決作付ハ為後日譲渡文仍件

天保六未年

大久保清河守知行所
武州幡羅郡久保田村
名主
酒造渡世人 関甫

親代 長次郎

渡 兼八

高市左兵衛

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

19887

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

861
80
1

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用
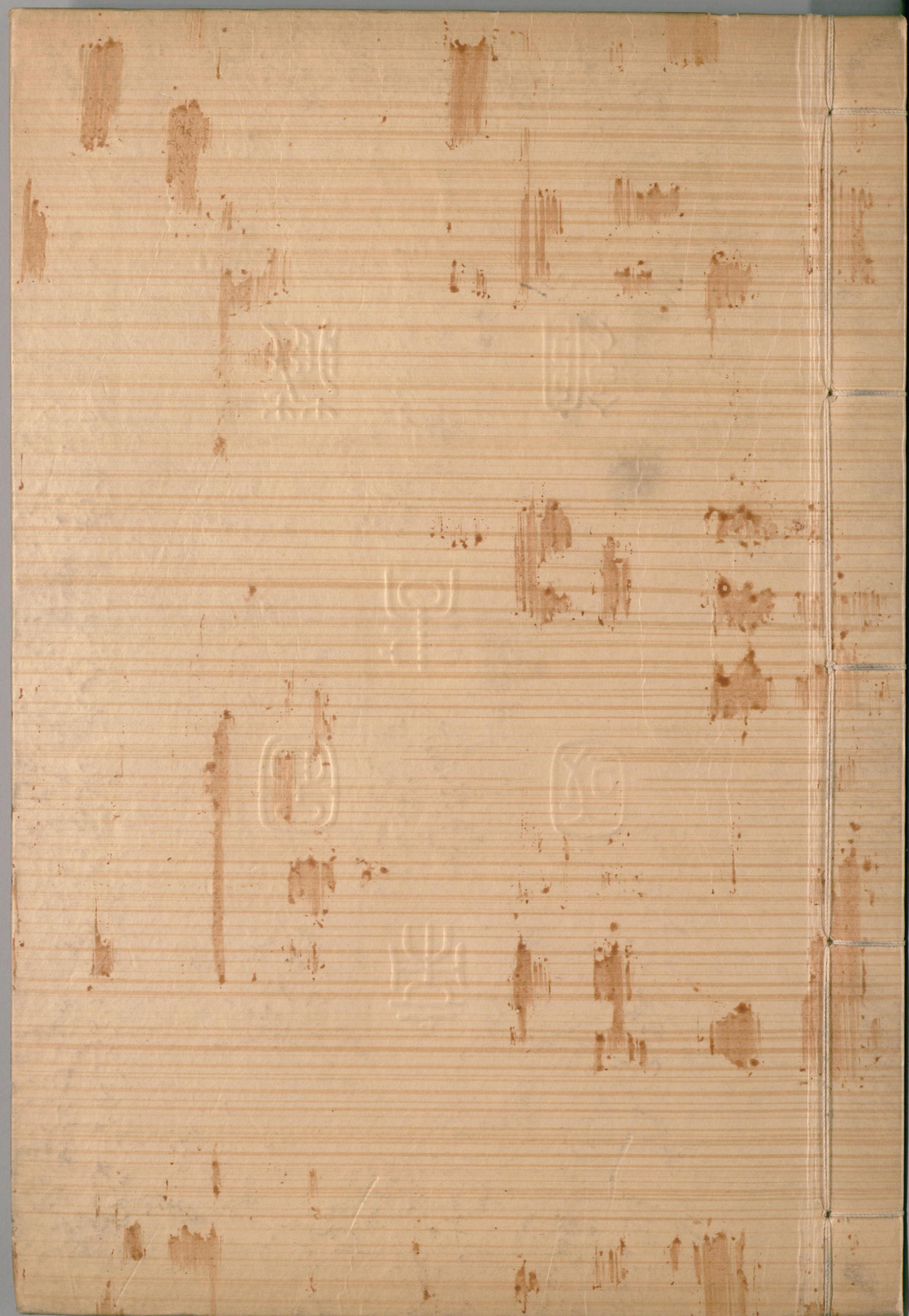
国立国会図書館　　ダイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』請求記号 861-1
方ラス使用